このうち、アとしては、被害者のバッグ等の持ち物の中に位置情報記録・送信装置等を入れることが、イとしては、位置情報記録・送信装置等を中に入れたぬいぐるみやキーホルダー等を郵便や手渡し等により交付すること、ウとしては、将来的に被害者が移動のために利用されると認められ又は利用されている自動車等（アに該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置等を取り付ける行為や自動車等の中に入れる行為等が該当する。	このうち、アとしては、被害者のバッグ等の持ち物の中に位置情報記録・送信装置を入れることが、イとしては、位置情報記録・送信装置を中に入れたぬいぐるみやキーホルダー等を郵便や手渡し等により交付すること、ウとしては、将来的に被害者が移動のために利用されると認められ又は利用されている自動車等（アに該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付ける行為や自動車等の中に入れる行為等が該当する。
3　被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令及び子への電話等禁止命令（法第10条第３項、第28条の２）	3　被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令及び子への電話等禁止命令（法第10条第３項、第28条の２）
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　子への電話等禁止命令	⑵　子への電話等禁止命令
配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者と同居する成年に達しない子に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。	配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者と同居する成年に達しない子に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。
［①～⑦　略］	［①～⑦　同左］
⑧　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（⑩の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。	⑧　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（⑨の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
⑨　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（⑩の行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。	［加える。］
⑩　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置等を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。	⑨　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
被害者について接近禁止命令等が出される状況にもかかわらず、被害者と同居する子に対して一定の電話等が行われる場合には、被害者が要求に応じて面会せざるを得なくなることや、子が恐怖を抱くこと等により子が配偶者の下に戻った場合に被害者自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなることがあり得ることから、子への接近禁止命令とあわせて被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、令和５年改正により、被害者の子への電話等禁止命令が設けられたものである。また、令和７年改正により、上記⑨の行為及び⑩の位置特定用識別情報送信装置に係る行為について、拡充が行われている。	被害者について接近禁止命令等が出される状況にもかかわらず、被害者と同居する子に対して①～⑨の行為が行われた場合には、被害者が要求に応じて面会せざるを得なくなることや、子が恐怖を抱くこと等により子が配偶者の下に戻った場合に被害者自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなることがあり得ることから、子への接近禁止命令とあわせて被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、令和５年改正により、設けられたものである。
［４・５　略］	［４・５　同左］
［第３～第９　略］	［第３～第９　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月三十日）から施行する。

○**文部科学省、国土交通省、内閣府、総務省告示第一号**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
国土交通大臣　金子　恭之